

働き方改革部会の意見を踏まえ、審査基準が確定後、府ホームページにおいて医師の働き方改革に係る専用ページを作成し、スケジュール、各種情報と審査基準（資料5）を掲載

ホームページの構成イメージ

【1】お知らせ

直近の動きを発信

(例)

- ・ 審査基準・申請様式を掲載しました。
- ・ 申請受付を開始しました。
- ・ 令和5年〇月〇日 指定通知書を発出しました 等

府ホームページ（イメージ）



【2】医師の働き方改革の概要

制度の概要等について、国検討会資料等を掲載又はリンク設定（掲載情報イメージ）

医師の働き方改革

これまでの我が国の医療は医師の長時間労働により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。

こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要である。

地域医療提供体制の改革や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供するタスクシフト/シェアの推進を併せて、医療機関における医師の働き方改革に取り組む必要がある。

現状

- 【医師の長時間労働】 病院勤務医の約4割が年間960時間超、約1割が年1,860時間超の長時間労働。休日労働も増加傾向にある。特に救急、産婦人科、外科や産科の医師は長時間労働の傾向が強い。
- 【労務管理が不十分】 36協定が未締結や、多岐にわたる時間管理が行われていない医療機関も存在。
- 【業務が医師に集中】 患者への相談対応や血圧測定、記録作成なども医師が担当。

目指す姿 労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

- 長時間労働を生む構造的な問題への取組
 - 医療施設の最適配置の推進（地域医療構想・外来機能の明確化）
 - 地域間・診療科間の医師偏在の是正
 - 国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進
- 医療機関内での医師の働き方改革の推進
 - 適切な労務管理の推進（タスクシフト/シェアの推進（業務範囲の拡大・明確化））
 - ＜行政による支援＞
 - ・ 医療勤務環境改善支援センターを並記支援
 - ・ 経費等の負担軽減（講習会等）
 - ・ 医師への周知啓発

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～） 法改正で対応

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	医師の健康確保
A（一般診療者と同等度）	960時間	義務	義務	面接指導
連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間	2025年度末を目処に義務	義務	健康状態を医師がチェック
B（救急医療等）	1,860時間	義務	義務	休息時間の確保
C-1（臨床・専門研修）	1,860時間	義務	義務	健康状態を医師がチェック
C-2（高度技能の修得研修）	1,860時間	義務	義務	健康状態を医師がチェック

医師の時間外労働規制について

2024年4月～

（原則）1年560時間（月100時間未満）※いずれも休日労働を含む

（例外）年720時間（月100時間未満）※いずれも休日労働を含む

（原則）1年960時間（月100時間未満）※いずれも休日労働を含む

（例外）年1,860時間（月100時間未満）※いずれも休日労働を含む

（原則）1年1,860時間（月100時間未満）※いずれも休日労働を含む

（例外）年2,760時間（月100時間未満）※いずれも休日労働を含む

※この（原則）については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

連携A	連携B	C-1	C-2
連携A（一般診療者と同等度）	連携B（医師を派遣する病院）	C-1（臨床・専門研修）	C-2（高度技能の修得研修）

※連携Aに定める36協定の適用が一般的に超えない場合を除く。

※連携Bに定める36協定の適用が一般的に超えない場合を除く。

※連携C-1に定める36協定の適用が一般的に超えない場合を除く。

※連携C-2に定める36協定の適用が一般的に超えない場合を除く。

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的な措置を講ずる。

各水準の指定と適用を受ける医師について

A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、指定される事由となった業務に従事する医師にのみ適用される。所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関はそれぞれの水準についての指定を受ける必要がある。

医療機関に必要指定	医師に適用される水準	36協定を定めることのできる時間*	適用可能な業務（過算）
—	960以下	960以下	—
連携B	960以下	1,860以下	地域医療確保のために派遣され、連携Bで長時間労働が必要となる医師
B	1,860以下	1,860以下	B水準の業務に従事し、長時間労働が必要となる医師
C-1	1,860以下	1,860以下	臨床・専門研修に専従し、長時間労働が必要となる医師
C-2	1,860以下	1,860以下	特定の高度な技能の修得のための業務に従事し、長時間労働が必要となる医師

*他の時間外・休日労働時間（研修なども含む）、研修は除く

【3】申請時期・申請方法

申請受付時期・申請方法等を掲載

(記載イメージ)

①申請時期

大阪府では、令和5年の申請受付は2期に分けて行います。

- 第一期申請受付 : 令和5年5月〇日～7月〇日 (指定通知・公示 10月頃を予定)
- 第二期申請受付 : 令和5年9月〇日～11月〇日 (指定通知・公示 2月頃を予定)

②申請方法・申請様式

〈郵送の場合〉


送付先 : 医療対策課 医療人材確保グループ ※郵便番号、所在地も掲載

申請様式 :  [申請様式はこちら](#)

(各水準毎の申請様式を掲載する「府HPの審査基準専用サイト」へのリンク)


〈WEB申請の場合〉

厚生労働省の「医療機関等情報支援システム (G-MIS)」を予定

 [医療機関等情報支援システム \(G-MIS\) での申請はこちら](#) (「特例水準の指定申請ページ」へのリンク)


③申請にあたっての留意事項

- 時短計画について、あらかじめ評価センターの受審が必要です

 [医療機関勤務環境評価センターの評価受審についてはこちら](#)

(「医療機関勤務環境評価センターHP」へのリンク)

- 特定高度技能研修機関 (C-2水準) については、厚生労働大臣の確認が必要です

 [C-2水準の厚生労働大臣の確認・審査についてはこちら](#)

(「医師の働き方改革C2審査・申請ナビHP」へのリンク)

【4】 指定要件及び審査基準について

(記載イメージ)

都道府県知事は、当該病院又は診療所が**以下の要件全てに該当**すると認めるときは、特定労務管理対象機関（特定地域医療提供機関（B水準）／連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）／技能向上集中研修機関（C-1水準）／特定高度技能研修機関（C-2水準））の指定をすることができる（新医療法第113条、118条、119条、120条）

① 業態【新医療法第113条第1項、第118条第1項、第119条第1項、第120条第1項】

- ・ 特定地域医療提供機関（B水準）／連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）／技能向上集中研修機関（C-1水準）／特定高度技能研修機関（C-2水準）のいずれかに該当すること

👉 審査基準は [こちら](#)（府の審査基準専用サイトへのリンク）

第一回部会でご意見いただきたい項目です

② 勤務実態

水準	指定要件（36協定等により確認）
B水準・C-2水準	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在する。
連携B水準	36協定においては年960時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を換算すると、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している。
C-1水準	研修の効率化（単に労働時間を短くすることではなく、十分な診療経験をj得る機会を維持しつつ、カンファレンスや自己研鑽などを効果的に組み合わせるに当たり、マネジメントを十分に意識し、労働時間に対して最大の研修効果を上げること）を行ってもなお、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをする必要がある。

③ 労働時間短縮の取組・体制整備等【新医療法第113条第3項第1号及び第2号】

- 労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである
- 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。
- （C-1水準のみ）派遣先（副業先）に対する労働時間短縮の要請が記載されている。
- 必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。 等

④ 法令違反【新医療法第113条第3項第3号】 労働法制に係る違反、その他の措置がない。

【5】よくある質問（Q&A）

国HP等でQ&Aが掲載された場合、当該ページへリンク設定

【6】お問い合わせ先・相談窓口

- 申請手続について 府医療対策課の連絡先
- 時短計画の評価について 評価センターの連絡先
- 宿日直許可申請について 施設所在地を管轄する労働基準監督署
(大阪労働局ページへリンク設定)
- 医師の勤務環境の改善に関するご相談・サポート 勤改センターの連絡先
(勤改センターへリンク設定)

等